

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2024年 6月 12日

群馬県知事 あて

提出者 〒375-0051

住 所 群馬県藤岡市本動堂927-1

氏 名 太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社

代表取締役社長 井口 喜章

電話番号 0274-40-7000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社 本社工場
事業場の所在地	群馬県藤岡市本動堂927-1
事業の種類	大分類:製造業、中分類:電気機械器具製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	75 t	全処理委託量	75 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	75 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度	79 t 651.2 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
※事務処理欄		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

計画の実施状況		特別管理産業廃棄物の種類:	
不要物等発生量	有償物量	①	② 廃酸 ③ 廃アルカリ ④ 感染性廃棄物 ⑤ 廃PCB ⑥ PCB汚染物 ⑦ PCB処理物 ⑧ 指定下水汚泥 ⑨ 鉛さい、 ⑩ 廃石綿等 ⑪ 燃え殻等 ⑫ はいじん ⑬ 廃油(金属を含むもの) ⑭ 汚泥(金属を含むもの) ⑮ 塗酸(金属を含むもの) ⑯ 廃アルカリ(金属を含むもの) ⑰ 廃水銀等
排出量	自ら直接再生利用した量	②	0
自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した後再生利用した量	③	0
項目	実績値	④	48.2
①排出量	48.2	④	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0	⑥	0
⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0	⑧	48.2
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	⑨	0
⑩全処理委託量	48.2	⑩	48.2
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0	⑪	0
⑫再生利用業者への処理委託量	48.2	⑫	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑭	0

## (第2面)

## 計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類: ①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④感染性廃棄物 ⑤廃PCB ⑥PCB汚染物 ⑦PCB処理物

⑧指定下水汚泥 ⑨鉱さい、⑩砕石・綿等 ⑪燃え殻 ⑫まいじん ⑬廃油(金属を含むもの)

⑭汚泥(金属を含むもの) ⑮廃酸(金属を含むもの) ⑯廃アルカリ(金属を含むもの)

⑰廃水銀等  
⑱廃水銀等

※該当する種類を○印で囲ってください

不要物等発生量	
有償物量	

不要物等発生量

①排出量  
592.8②自ら直接再生利用した量  
0③自ら直接埋立処分した量  
0④自ら中間処理した量  
0⑤自ら熱回収を行った量  
0⑥自ら中間処理した後の残さ量  
0⑦自ら中間処理により減量した量  
0⑧自ら埋立処分を行った量  
0⑨自ら中間処理した後又は海洋投入処分を行った量  
0⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
592.8⑪優良認定処理業者への処理委託量  
0⑫再生利用業者への処理委託量  
592.8⑬熱回収認定業者への処理委託量  
0⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
0

項目	実績値
①排出量	592.8
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	592.8
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	592.8
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

項目	実績値
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	0
⑨自ら中間処理した後又は海洋投入処分を行った量	0
⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	592.8
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑫のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0
⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第2面)

計画の実施状況		特別管理産業廃棄物の種類:	
①排出量	10.2	①廃油	②廃酸
②有償物量	0	③廃アルカリ	④感染性廃棄物
③不要物等発生量	0	⑤廃PCB	⑥PCB汚染物
④排出量	10.2	⑦廃下水汚泥	⑧鉛さい
⑤自ら直接再生利用した量	0	⑨廃石綿等	⑩燃え炭
⑥自ら直接埋立処分した量	0	⑪廃酸(金属を含むもの)	⑫ばいじん
⑦自ら中間処理した後 再生利用した量	0	⑬廃アルカリ(金属を含むもの)	⑭廃水銀等
⑧自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	0	※該当する種類を○印で囲ってください	
⑨自ら中間処理した後 自ら中間処理した後 の残さ量	0	⑮うち再生利用 業者への処理委託量	10.2
⑩直接及び自ら 中間処理した後 の処理委託量	10.2	⑯うち熱回収認定 業者への処理委託量	0
⑪うち熱回収を行った量	0	⑰うち熱回収認定 業者以外の業者 への処理委託量	0
⑫全処理委託量	10.2	⑱うち優良認定 処理業者への 処理委託量	0
⑬再生利用業者への処 理委託量	10.2	⑲熱回収認定業者への 処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	⑳熱回収を行った量	0

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。